

◎岩手県県税条例の一部を改正する条例（条例第29号）

1 県民税

- (1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例の適用停止措置の期限を平成25年12月31日まで延長することとした。
(附則第14条関係)
- (2) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を平成26年度まで延長することとした。(附則第16条関係)

2 不動産取得税

- (1) 事業協同組合等が取得した一定の不動産をその組合員等に譲渡した場合における納税義務の免除措置について、対象から商店街振興組合が取得した不動産を譲渡した場合を除外することとした。(第64条の5 関係)
- (2) 住宅の取得及び土地の取得に係る税率を3パーセントとする特例措置の適用期限を平成24年3月31日まで延長することとした。(附則第21条関係)
- (3) 宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の2分の1とする特例措置の適用期限を平成24年3月31日まで延長することとした。(附則第23条関係)

3 自動車取得税

- (1) 自動車取得税を目的税から普通税とすることとした。(第3条、第84条～第98条、附則第24条の2 関係)
- (2) 電気自動車等の低公害車に係る税率及び課税標準の特例措置を講ずることとした。(附則第24条の2 関係)

4 軽油引取税

- (1) 軽油引取税を目的税から普通税とすることとした。(第3条、第99条～第99条の19、附則第24条の3、附則第24条の5 関係)
- (2) 船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する等の軽油の引取りが平成24年3月31日までに行われる場合の課税免除措置を講ずることとした。(附則第24条の4 関係)

5 その他所要の整備をすることとした。(目次、第8条、第64条の5、第102条、第103条の4～第103条の6、第104条～第104条の3、第145条、第146条、附則第14条～附則第16条、附則第18条、附則第18条の2、附則第18条の4、附則第25条関係)

6 施行期日等

- (1) この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。ただし、(4)については、公布の日から施行することとした。
(附則第1条関係)
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2条～附則第4条関係)
- (3) 特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例の一部を改正することとした。(附則第5条、附則第6条関係)
- (4) 岩手県県税条例の一部を改正する条例（平成19年岩手県条例第30号）の一部を改正することとした。(附則第7条関係)
- (5) 岩手県県税条例の一部を改正する条例（平成20年岩手県条例第41号）の一部を改正することとした。(附則第8条関係)